

株 主 各 位

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

当社は、第73回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.glory.co.jp/ir/>）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

- ① 事業報告の「会社の体制及び方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

グローリー株式会社

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議しております「内部統制システムに関する基本方針」の内容は、次のとおりであります。

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社グループの「企業理念」は、「私たちは『求める心とみんなの力』を結集し、セキュア（安心・確実）な社会の発展に貢献します」である。この企業理念には、不屈の精神で製品開発に取り組み、社会の発展に貢献するとともに、持続的な企業の発展を目指すという思いが込められている。
- この理念に基づき当社グループは、社会と共生し、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係を築き上げるために、社長を始め全取締役が自らコンプライアンス経営を実践するとともに、繰り返し使用人に伝え、法令及び社会倫理の遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
- また、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに係る基本的な考え方、方針等は、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」において規定する。
- イ. 取締役会は、法令・定款、取締役会規程等に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
- ウ. 当社は、指名諮問委員会・報酬諮問委員会を設置し、同委員会において取締役会の審議機能サポート及び第三者的なチェックを行うことにより、役員及び執行役員の指名ならびに報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保する。
- エ. 監査役は、定款的に取締役会に出席し、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確認する。
- オ. 当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、社外有識者を含む構成員により当社グループのコンプライアンスに関する重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。
- また、当社取締役会は、コンプライアンス統括責任者を役員より任命し、コンプライアンス委員会事務局を中心に、施策の企画・立案・実施ならびに監視・研修にあたらせる。
- カ. 当社は、グループにおけるコンプライアンス全般に関する相談窓口（ヘルプライン）として、①直属の上司、②コンプライアンス委員会事務局、③職場相談員、④社外相談窓口の4つを設置し、問題の早期発見・是正を図るとともに、「内部相談規程」に基づき相談者の保護に努める。
- キ. 当社は、反社会的な勢力とは一切の関係を遮断し、どのような名目であっても、いかなる利益供与も行わず、関係行政機関と密接に連携協力し、反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うことを「グローリー法令遵守規範」において基本方針として規定する。また、総務部門は統括部署として統括責任者を設置し、各支店の担当者と連携協力する態勢を取る。総務部門は、関係行政機関が主催する講習会等には平素から積極的に参加して情報収集に努め、取締役及び使用人に対して適宜研修活動を行い、緊急時には顧問弁護士及び関係行政機関と連携して対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、「文書管理規程」に基づき、保存対象文書、保存期間及び文書管理責任者を定め、情報の保存・管理を行う。
- イ. 取締役及び監査役は、取締役会議事録を常時閲覧できるものとする。
- ウ. 情報の保存・管理の適切性を維持するため、「情報セキュリティ規程」及び関連する規則類を定め、運用する。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社は、「リスク管理規程」に基づき「リスク管理マニュアル」及び「危機管理マニュアル」を規定し、当社グループにおけるあらゆるリスクの未然防止と危機発生時の損失最小化及び早期回復のために適切な対応を図る。
- イ. 当社は、当社グループのリスク管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置し、選定されたリスクの項目ごとに主管部門、責任者を定め、リスクに関する予防措置を実施する。また、危機発生時に迅速に対応できる体制を確保する。

④当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社は、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、その他重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。
- イ. 当社は、執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ウ. 当社は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標として『2020中期経営計画』を定め、各戦略の下、適正かつ効率的な業務の推進を図る。
- エ. 当社は、当社及び各子会社の組織、階層における責任と権限を「決裁権限規程」において明確にし、適宜権限委譲を行うことにより、迅速かつ的確な意思決定を行うことのできる体制を確保する。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、グループコンプライアンス担当役員を選定し、子会社の役員及び使用人に啓蒙活動を行うとともに、法令、「グローリー法令遵守規範」及び各社社内規程の遵守・徹底を図る。
- イ. 当社の監査役は、グループ各社の監査役と定期的あるいは必要時に会合を持ち、連結経営に対応したグループ全体の監視・監査が実効的かつ適正に実施できるよう、会計監査人及び内部監査部門と緊密な連携を行う。
- ウ. 当社の取締役会において、子会社の経営戦略に係る重要事項や経営基本方針・利益計画の承認ならびに四半期ごとの業績・財務状況その他重要な事項について報告させること等を通して、子会社の業務の適正化を図る。
- エ. 当社は、取締役、監査役、執行役員等を、必要に応じ各子会社の取締役または監査役として配置するとともに、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社に対して経営上の重要事項の報告を義務付ける。
- オ. 当社の経営企画部門は、子会社を統括する適切な統治部門を定める。また、当社及び子会社の決裁権限及び所管業務を定め、これに基づく統制を行うとともに、適切な子会社管理と指導を行う。当該統治部門は、経営企画部門と連携して子会社の経営管理を行う。
- カ. 財務報告書の作成過程において虚偽記載や誤謬等が生じないように、IT利用による統制も含め実効性のある内部統制を行う。
- キ. 当社は、金融商品取引法が求める財務諸表の適正性を確保するため、内部統制評価委員会を設置することで、関係部署間の連携を図り、内部統制システムを有効なものにする。また、監査役は、定期的に取締役及び使用人から内部統制の構築運用状況について報告を受ける。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 取締役会は、監査役の職務を補助するため、監査役と協議のうえ監査役の求める知見を十分に有する専任の使用人を補助使用人として配置する。
- イ. 補助使用人は、監査役の指示に従いその職務を行うとともに、子会社の監査役を兼務可能とする。
- ウ. 補助使用人の指揮権は、補助使用人の独立性を確保するため監査役が指定する期間中は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けない。
- エ. 補助使用人の任命・異動・人事権に係る事項の決定は、監査役の事前の同意を得る。

⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役・監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者（以下、総称して「取締役及び使用人等」という。）は、当社グループに著しい損害を及ぼす事項、不正行為や重要な法令・定款違反行為が発生した事実もしくは発生するおそれがある場合等には、発見次第速やかに当社の監査役に対して報告を行う。
- イ. 当社グループにおいては、取締役及び使用人等に対し、上記に定める報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ウ. 当社の監査役は、必要に応じて取締役及び使用人等から報告または情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができ、取締役及び使用人等は、これに迅速・的確に対応する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は、独自の意見形成あるいは監査の実施のため、必要に応じて公認会計士、弁護士、コンサルタントその他外部のアドバイザーを活用することができる。
- イ. 当社は、監査役がその職務の執行について費用または債務を請求したときは、取締役会において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を負担する。
- ウ. 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換する。
- エ. 監査役は、取締役会の他、取締役の重要な職務の執行を審議する会議に出席することができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における「内部統制システムに関する基本方針」の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①法令・定款への適合を確保するための体制

- ・法令、定款、「取締役会規程」等の定めに従い、取締役会において当社及びグループ会社に係る重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行状況の報告を受け、役職員による職務や業務執行の適正性、効率性につき、監督を実施いたしました。
- ・企業理念等の浸透・徹底やコンプライアンス経営の実践のために、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに係る重要事項の審議を行うとともに、グループ内の役職員を対象とした啓蒙活動や研修を実施いたしました。

②リスク管理に関する体制

- ・リスク管理委員会において定めた年度方針及び重点実施項目に基づき、諸活動を展開いたしました。特に、当期においては、グループ各社に同一のリスク評価手法を展開し、グループにおけるリスク状況の把握に努めました。
- ・情報漏洩を未然に防止するため、当社及びグループ会社において「情報セキュリティ規程」に基づく運用等につき各種研修を行うとともに、情報管理の適切性を確認する監査も実施いたしました。

③効率的な職務執行を確保するための体制

- ・執行役員制度による効率的な業務執行機能を可能とする体制を活かし、事業経営の迅速化や効率化に努めてまいりました。また、『2020中期経営計画』の初年度として、各戦略の下、適正かつ効率的な業務を行い、収益性の向上に努めました。
- ・「決裁権限規程」の見直しを実施し、経営における意思決定の迅速化及び効率化を図りました。
- ・音声認識技術分野において強みを持つ株式会社フュートレックと、技術力やノウハウ等両社グループの経営資源を相互に効率的に活用し、新たなソリューション提供を行うため、同社との資本業務提携を実施いたしました。

- ・グループ会社において、イタリアにおける機動的かつ効率的な事業運営を加速するために、現地における販売・保守会社を買収いたしました。

④グループ管理体制

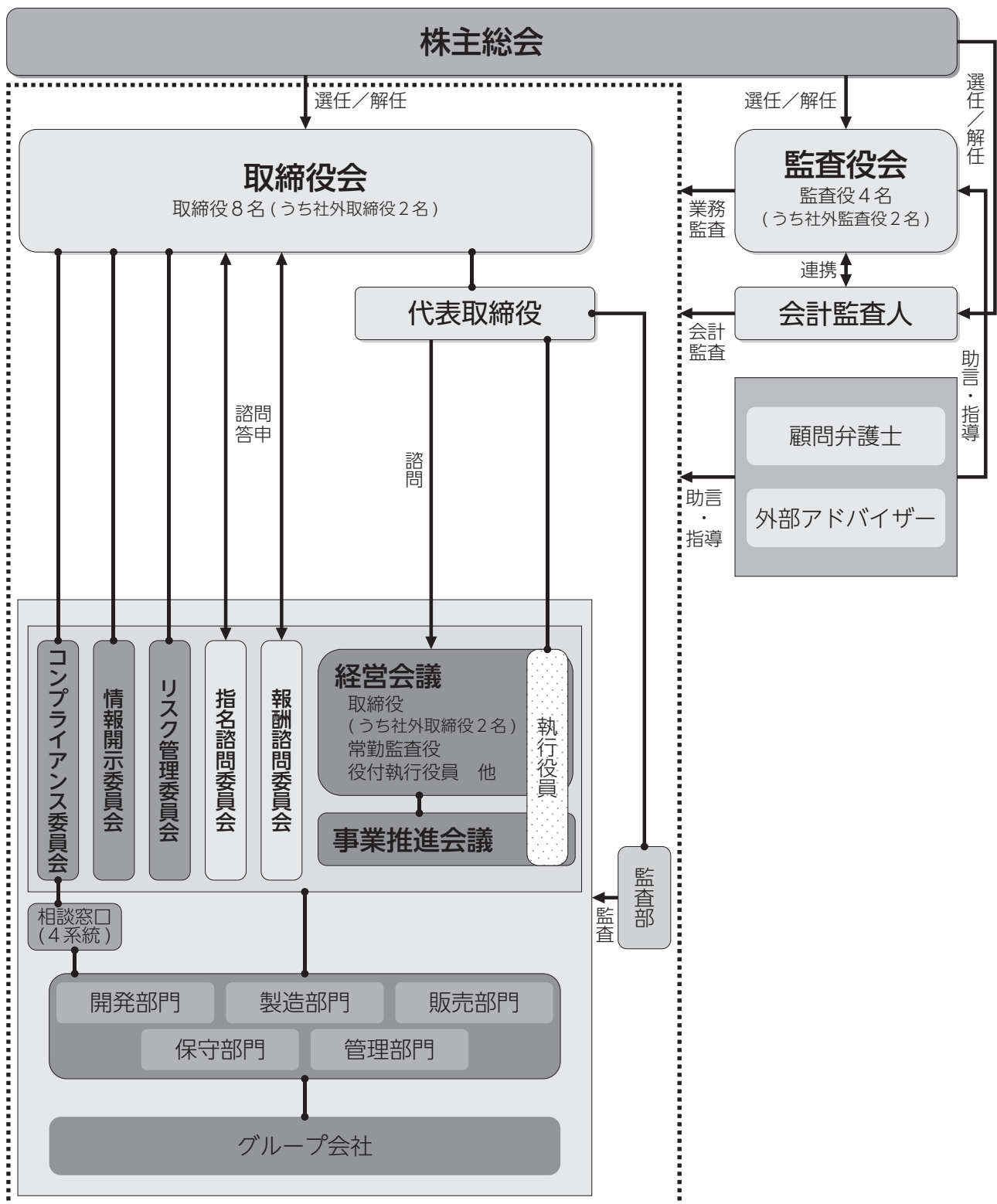
- ・グループ会社の重要な業務執行については、「決裁権限規程」及び「関係会社管理規程」に従い当社が決裁を行うとともに、日常の事業運営においては、グループ会社ごとに定められた統括責任部門が中心となって統制を行いました。
- ・当社及びグループ会社の経営幹部を出席者とするグループ会議を開催し、当社グループ全体の中長期方針や戦略、単年度目標、重要課題の伝達・共有を行いました。

⑤監査役の監査体制

- ・取締役会の他、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、取締役の職務の執行や内部統制に関する監査を行いました。
- ・取締役、執行役員等との意思疎通及び情報交換を定期的を実施し、内部統制システムの運用状況の適正性につき確認いたしました。
- ・グループ各社の監査役、会計監査人、内部監査部門等との連携を図ることにより、グループ全体に係る監査の実効性確保に努めました。

(ご参考)

<ガバナンス体制>



(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、また、当社は、当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」という。）の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは、対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値・株主共同の利益となる取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等当社の企業価値の源泉に対する十分な理解が不可欠であると考えております。

具体的には、企業価値の源泉は、(i) 長年研究開発を行ってきた成果である通貨処理事業に欠かせない二つのコア技術（「メカトロ技術」及び「認識・識別技術」）及びそれらに付随する様々な技術力、(ii) 世界各国の多様な市場環境・通貨流通の仕組みに精通し、お客様のニーズにグローバルに柔軟に対応し得るノウハウ、(iii) 国内のみならず海外諸国においても、製品の開発から製造、販売、アフターサービスまで、グループ関連会社で一貫して行う事業体制、(iv) 当社企業理念を十分に理解し、高度な技術力、ノウハウを維持・発展・伝承する従業員の存在、(v) 上記(i)から(iii)の技術力、ノウハウ及び事業体制を背景にお客様、取引先、地域社会等との間に築いてきた信頼関係にあると考えており、これら当社の企業価値の源泉に対する理解は、今後当社がさらに発展するために必要不可欠であります。

これらの当社企業価値の源泉に対する理解がないまま、当社株券等に対する大量買付がなされた場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が大きく毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、『長期ビジョン2028』を定め、このビジョン実現に向けた第1ステップとして、2018年4月からの3ヶ年を計画期間とする『2020中期経営計画』をスタートさせました。

『長期ビジョン2028』及び『2020中期経営計画』の具体的内容については、「第73回定時株主総会招集ご通知」25～26頁に記載の(4)対処すべき課題をご参照ください。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の継続的導入につき、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会においてご承認いただきました（以下、継続後の対応方針を「本プラン」という。）。

本プランは、以下(ア)(イ)に定める当社株券等の買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「大量買付行為」という。）が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者

(以下「大量買付者」という。)に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、それに応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断をするために必要な情報や時間を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と交渉する機会を確保すること等を通じて、上記基本方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大量買付を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

(ア) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

(イ) 当社が発行者である株券等について、公開買付けの後における株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称する。）の提出を求めます。当社取締役会は、受領した買付説明書ならびに当社取締役会の意見、根拠書類及び策定可能な場合は代替案を、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する者で構成される独立委員会に速やかに提供いたします。

独立委員会は、公正・客観的な立場で判断するために、大量買付者及び当社取締役会双方からの情報を受領し、独立した第三者である専門家（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等をいう。）の助言を得たうえで、大量買付行為の内容の検討、大量買付者の提示する経営計画・事業計画と当社取締役会の提示する経営計画・事業計画、代替案等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、大量買付者から提出された買付説明書が不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、回答期限を定め、追加的に当社取締役会を通じて情報を提供するように求めることがあります。この場合、大量買付者には、その期限までに追加的情報を提供していただきます。

独立委員会は、本プランに定める手続を遵守しない大量買付行為または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。当社取締役会は、新株予約権の無償割当ての実施に際しては上記勧告を最大限尊重して決議を行うものとし、当該新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、大量買付者による権利行使が認められないという行使条件及び当社が大量買付者以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されたものであり、割当対象となる株主の皆様は、金1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1相当額を上限とする範囲内で当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株の交付を受けることができます。また、独立委員会は、当該実施に関して予め株主の意思を確認すべき旨の留保を付すこともできるものとします。

また、当社取締役会は、上記独立委員会における手続に加えて、(a) 大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮のうえ、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、または、(b) 独立委員会が本新株予約権無償割当ての実施に関して株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の意思を確認する株主総会（以下「株主意思確認総会」という。）を招集することができるものとし、株主意思確認総会の開催を決定した場合は、実務上可能な限り速やかに招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の意思が確認された場合には、本新株予約権無償割当てを実施することとしております。なお、本新株予約権の無償割当ての実施に関して、株主意思確認総会での意思確認ができなかった場合、または独立委員会が不実施の勧告をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施いたしません。

本プランの有効期間は、3年を超えないものとし、2019年に開催される当社定時株主総会終結の時までとしております。ただし、有効期間の満了前であっても、取締役会決議により本プランを廃止することができます。

当社は、本プランの廃止等がなされた場合には、当該廃止等の事実その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランの導入後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合には、株主の皆様は直接具体的な影響が生じることはありません。一方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、本新株予約権の行使の手続を行わない株主が保有する株式は、他の株主の本新株予約権の行使により、希釈化等の影響を受けることとなります。

④上記②・③に対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、前記②の各施策は当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものであると考えております。また、前記③の本プランは、その設計に際して以下の事項を考慮し、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

A. 株主意思の重視

本プランは、前述のとおり、有効期間は3年を超えないものとし、2019年に開催される当社定時株主総会終結の時までとして、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会において承認されております。以降、有効期間が満了し、当社取締役会が本プランの更新を必要と判断しても、株主総会でご賛同が得られなかった場合には廃止されることとなります。

本新株予約権の無償割当ての実施に関し、独立委員会が株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告を行った場合、または当社取締役会が株主の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認総会において確認することができることとなっております。

また、取締役の任期を1年としており、取締役の選任を通じて、株主の皆様の意思を反映させることが可能となっております。

B. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に際して、当社取締役の恣意的判断を排除し、本プランを適正に運用するための機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、または当社取締役会が定める要件を満たす社外有識者のいずれかに該当する者から当社取締役会が選任した者で構成されており、発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様は情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

C. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものであります。

(ご参考)

当社は、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上にあたり、本プランの必要性が相対的に低下したものと判断し、2019年5月10日開催の当社取締役会において、本プランの有効期間が満了する2019年6月21日開催予定の第73回定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続せず、廃止することを決議いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年4月1日残高	12,892	20,991	165,380	△18,022	181,241
会計方針の変更による累積的影響額			△345		△345
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,892	20,991	165,034	△18,022	180,896
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△5,141		△5,141
親会社株主に帰属する当期純利益			12,256		12,256
自 己 株 式 の 取 得				△6,575	△6,575
自 己 株 式 の 処 分		△52		714	661
連 結 範 囲 の 変 動			69		69
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△52	7,184	△5,861	1,270
2019年3月31日残高	12,892	20,938	172,219	△23,884	182,166

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定 調 整	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
2018年4月1日残高	916	5,793	△170	6,538	4,385	192,165
会計方針の変更による累積的影響額				－	△138	△483
会計方針の変更を反映した当期首残高	916	5,793	△170	6,538	4,246	191,681
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				－	△1,227	△6,369
親会社株主に帰属する当期純利益				－		12,256
自 己 株 式 の 取 得				－		△6,575
自 己 株 式 の 処 分				－		661
連 結 範 囲 の 変 動		△33		△33	12	48
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△696	1,914	△650	567	987	1,554
連結会計年度中の変動額合計	△696	1,880	△650	533	△227	1,575
2019年3月31日残高	219	7,673	△820	7,072	4,018	193,257

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数……………53社
- ・ 主要な連結子会社の名称……………グローリープロダクツ株式会社
 　　　　　　　　　　　　　　　　　　グローリーナスカ株式会社
 　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道グローリー株式会社
 　　　　　　　　　　　　　　　　　　光栄電子工業（蘇州）有限公司
 　　　　　　　　　　　　　　　　　　GLORY (PHILIPPINES), INC.
 　　　　　　　　　　　　　　　　　　Sitrade Italia S.p.A.
 　　　　　　　　　　　　　　　　　　Glory Global Solutions Ltd.
 　　　　　　　　　　　　　　　　　　Glory Global Solutions (International) Ltd.
 　　　　　　　　　　　　　　　　　　Glory Global Solutions (France) S.A.S.
 　　　　　　　　　　　　　　　　　　Glory Global Solutions Inc.
 　　　　　　　　　　　　　　　　　　Glory Global Solutions (Singapore) Pte. Ltd.
 　　　　　　　　　　　　　　　　　　Glory Global Solutions (Shanghai) Co., Ltd.

②非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称……………グローリーフレンドリー株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のそれぞれの合計がいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用している非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 非連結子会社の数…………… 一社
- ・ 関連会社の数…………… 1社
- 関連会社の名称……………株式会社フュートレック

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称……………株式会社テクノパワー
- ・ 持分法を適用していない理由……………持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の当期純損益持分見合い額及び利益剰余金持分見合い額等のそれぞれの合計がいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、非連結子会社であったPT. Glory Global Solutions Indonesiaは、重要性が増したため、新たに連結の範囲に含めております。また、CTS Solutions S.r.l.他2社は、当連結会計年度において新たに株式を取得等したため、連結の範囲に含めております。

(4) 持分法適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、株式会社フュートレックの株式を取得したため、同社を持分法適用の範囲に含めております。

(5) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
光栄電子工業（蘇州）有限公司	12月31日※1
Sitrade Italia S.p.A.	12月31日※2
CTS Solutions S.r.l.	12月31日※2

Glory Global Solutions (Shanghai) Co., Ltd.	12月31日※1
光栄華南貿易（深圳）有限公司	12月31日※1
他5社	12月31日※1

※1 連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

※2 決算日の差異が3ヶ月以内であるため、連結子会社の決算日現在の計算書類に基づき連結しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(6) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ・満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ・其他有価証券
 - 時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

たな卸資産

- ・製品、仕掛品……………主として総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・商品、原材料、貯蔵品……………主として移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

- ・当社及び国内連結子会社……………主として定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
- ・在外連結子会社……………主として定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・市場販売目的のソフトウェア……………販売見込数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法
- ・顧客関係資産……………定額法（主として20年）
- ・それ以外の無形固定資産……………定額法

リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しており、在外連結子会社については、主として特定の債権について、その回収可能性を検討した所要見積額を計上しております。

- 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- 株式付与引当金……………株式交付規程に基づく当社取締役及び執行役員等への当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の給付見込額に基づき計上しております。
- ④重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債はそれぞれの決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- ⑤重要なヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の方法……………為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たす為替予約及び通貨スワップについては、振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を充たす金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象…………… (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
- 為替予約……………外貨建金銭債権
- 通貨スワップ……………外貨建借入金
- 金利スワップ……………借入金
- ヘッジ方針……………将来の為替相場の変動による損失を回避する目的で、為替予約取引及び通貨スワップ取引を行っております。また、将来の金利変動による損失を回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。
- ヘッジの有効性評価の方法……………振当処理を行った為替予約及び通貨スワップ、特例処理を行った金利スワップについては有効性の評価を省略しております。
- ⑥のれんの償却方法及び償却期間
- のれんの償却については、その効果の及ぶ期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却を行っております。
- ⑦その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理の方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（規約型確定給付企業年金制度15年、基金型確定給付企業年金制度14年）による定率法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数（規約型確定給付企業年金制度15年、基金型確定給付企業年金制度14年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

在外連結子会社において当連結会計年度よりIFRS第15号（顧客との契約から生じる収益）を適用しております。当該会計基準の適用が連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表関係）

①『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』の適用に伴う変更

『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

②電子記録債権

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度における「電子記録債権」は486百万円であります。

③退職給付に係る資産

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「退職給付に係る資産」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度における「退職給付に係る資産」は551百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 84,899百万円
（減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。）

(2) 保証債務

①従業員の銀行借入（住宅資金）に対する保証 19百万円

②当社グループの得意先が抱えるリース債務に対する保証 48百万円

(3) 連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権

連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権が連結会計年度末日残高に含まれております。

①受取手形 341百万円

②電子記録債権 135百万円

③支払手形 328百万円

④設備関係支払手形 6百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	68,638,210株	－株	－株	68,638,210株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2018年6月27日開催の第72回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 3,198百万円
- ・ 1株当たり配当額 51円
- ・ 基準日 2018年3月31日
- ・ 効力発生日 2018年6月28日

(注) 配当金の総額には、「役員報酬B I P信託口」及び「株式付与E S O P信託口」が所有する当社株式に対する配当9百万円が含まれております。また、1株当たり配当額51円には、創業100周年記念配当20円が含まれております。

2018年11月6日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,943百万円
- ・ 1株当たり配当額 31円
- ・ 基準日 2018年9月30日
- ・ 効力発生日 2018年12月5日

(注) 配当金の総額には、「役員報酬B I P信託口」及び「株式付与E S O P信託口」が所有する当社株式に対する配当5百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2019年6月21日開催の第73回定時株主総会において、次の議案が提出されます。

- ・ 配当金の総額 2,005百万円
- ・ 1株当たり配当額 33円
- ・ 基準日 2019年3月31日
- ・ 効力発生日 2019年6月24日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わないこととしております。

受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権にかかる顧客の信用リスクは、社内規程に従い管理を行っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内規程に従い先物為替予約を利用して一部ヘッジしております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場リスクに晒されております。当該リスクに関しては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。また、社債及び長期借入金は、主に買収に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、為替及び金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引の利用等によりヘッジしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
(1) 現金及び預金	60,328	60,328	—
(2) 受取手形及び売掛金 (*2)	56,597	56,600	3
(3) 電子記録債権	917	917	—
(4) リース投資資産 (*2)	1,835	2,334	498
(5) 有価証券及び投資有価証券	24,319	24,365	45

(6) 支払手形及び買掛金	(11,014)	(11,014)	—
(7) 電子記録債務	(7,461)	(7,461)	—
(8) 短期借入金	(23,369)	(23,369)	—
(9) 社債	(20,000)	(20,134)	134
(10) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(4,476)	(4,497)	21
(11) 未払法人税等	(3,006)	(3,006)	—
(12) リース債務(固定負債)	(1,085)	(923)	△162

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらのうち短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、割賦手形または一年超の受取手形及び売掛金の時価は、金利スワップレートを使用した割引計算による現在価値から貸倒引当金を控除した金額によっております。

(4) リース投資資産

リース投資資産の時価については、金利スワップレートを使用した割引計算による現在価値から貸倒引当金を控除した金額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金等の短期のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 電子記録債務、(8) 短期借入金、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 社債

社債の時価については、市場価格に基づき算定しております。

(10) 長期借入金(1年内返済予定を含む)、(12) リース債務(固定負債)

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた金額によっております。ただし、金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理を採用している長期借入金については、当該デリバティブと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた金額によっております。また、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額3,538百万円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。なお、上記「非上場株式」には、子会社及び関連会社株式2,945百万円を含んでおります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,133円54銭

(2) 1株当たり当期純利益

198円71銭

(注) 純資産の部において、自己株式として計上されている「役員報酬BIP信託口」及び「株式付与ESOP信託口」に残存する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度380,898株)。

また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度240,898株)。

株主資本等変動計算書

(2018 年 4 月 1 日から
2019 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株主資本合計
		資 本 金	資 本 金	その 他 資本剰余金		配 当 積立金	試 験 研 究 基 金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金合計		
2018年4月1日残高	12,892	20,629	344	20,974	3,223	3,000	2,000	86,500	63,910	158,633	△18,022	174,478
事業年度中の変動額												
剰 余 金 の 配 当				－					△5,141	△5,141		△5,141
当 期 純 利 益				－					11,216	11,216		11,216
自己株式の取得				－						－	△6,575	△6,575
自己株式の処分			△52	△52						－	714	661
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	－	－	△52	△52	－	－	－	－	6,074	6,074	△5,861	160
2019年3月31日残高	12,892	20,629	292	20,922	3,223	3,000	2,000	86,500	69,985	164,708	△23,884	174,639

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その 他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2018年4月1日残高	879	879	175,358
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当		－	△5,141
当 期 純 利 益		－	11,216
自己株式の取得		－	△6,575
自己株式の処分		－	661
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△685	△685	△685
事業年度中の変動額合計	△685	△685	△524
2019年3月31日残高	194	194	174,833

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ等

デリバティブ……………時価法

③たな卸資産

製品、仕掛品……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの
方法）

商品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの
方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備
を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備
及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
----	-------

機械及び装置	7年
--------	----

無形固定資産……………自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒
実績率等を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可
能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上し
ております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上し
ております。

- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（規約型確定給付企業年金制度15年、基金型確定給付企業年金制度14年）による定率法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（規約型確定給付企業年金制度15年、基金型確定給付企業年金制度14年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- 株式付与引当金……………株式交付規程に基づく当社取締役及び執行役員等への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式等の給付見込額に基づき計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ヘッジ会計の方法……………振当処理の要件を充たしている為替予約及び通貨スワップについては、振当処理を採用しております。
- また、特例処理の要件を充たす金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象…………… (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
- 為替予約……………外貨建金銭債権
- 通貨スワップ……………外貨建借入金
- 金利スワップ……………借入金
- ヘッジ方針……………将来の為替相場の変動による損失を回避する目的で、為替予約取引及び通貨スワップ取引を行っております。また、将来の金利変動による損失を回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。
- ヘッジの有効性評価の方法……………振当処理を行った為替予約及び通貨スワップ、特例処理を行った金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

① 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

連結注記表の「表示方法の変更に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

② 前払年金費用

前事業年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「前払年金費用」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度における「前払年金費用」は630百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	61,242百万円
(2) 保証債務	
従業員の銀行借入（住宅資金）に対する保証	19百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
①短期金銭債権	22,627百万円
②短期金銭債務	4,937百万円
(4) 事業年度末日満期手形及び電子記録債権	
事業年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形及び電子記録債権が事業年度末日残高に含まれております。	
①受取手形	102百万円
②電子記録債権	81百万円
③支払手形	156百万円
④設備関係支払手形	6百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
①売上高	42,762百万円
②仕入高	51,169百万円
③営業取引以外の取引高	3,075百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	5,931,205株	2,151,712株	217,000 株	7,865,917株

- (注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,151,712株のうち、2,151,600株は取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加、112株は単元未満株式の買取りによる増加であります。
- (注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少217,000株のうち、101,000株は「役員報酬B I P 信託口」へ、116,000株は「株式付与E S O P 信託口」への第三者割当による自己株式処分による減少であります。
- (注3) 上記のほか、取締役向け株式報酬制度の信託財産として「役員報酬B I P 信託口」が所有する138,669株及び執行役員等向けインセンティブ・プランの信託財産として「株式付与E S O P 信託口」が所有する242,229株があります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
退職給付に係る否認額	12
賞与引当金	1,175
研究開発費	1,576
減価償却限度超過額	274
土地減損に係る否認額	300
投資有価証券評価損	298
その他	1,240
繰延税金資産小計	4,879
評価性引当額	△858

繰延税金資産合計	4,020
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△263
前払年金費用に係る否認額	△367
繰延税金負債合計	△630
繰延税金資産の純額	3,389

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	グローリープロダクツ株式会社	所有 直接 100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	当社製品の製造 (注1)	14,440	買掛金	971
子会社	グローリーナスカ株式会社	所有 直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	遊技関連機器の 販売等 (注1)	9,775	売掛金	4,528
子会社	Glory Global Solutions Ltd.	所有 直接 100.0%	営業上の 取引なし 役員の兼任	貸付金の回収 利息の受取 (注2)	4,429 241	関係会社短期 貸付金及び 関係会社長期 貸付金	4,094
子会社	Glory Global Solutions (International) Ltd.	所有 間接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売 (注1)	26,153	売掛金	13,250

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については、市場価格等を勘案して交渉の上、決定しております。

(注2) Glory Global Solutions Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,895 円 00 銭
(2) 1株当たり当期純利益	181 円 86 銭